



お知らせ

改修工事を実施した住宅の 固定資産税の減額制度

①耐震改修

減額措置の内容 1/2を減額

(対象住宅の120㎡相当分まで)

対象 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、令和2年3月31日までに耐震基準に適合した改修工事を実施したもの

減額年度 工事完了年の翌年度

②バリアフリー改修

減額措置の内容 1/3を減額

(対象住宅の100㎡相当分まで)
対象 新築された日から10年以上経過した住宅(改修後の延床面積が50㎡以上280㎡以下)で、65歳以上の方、障がい者の方等が居住するもの

減額年度 工事完了年の翌年度

③省エネ改修

減額措置の内容 1/3を減額

(対象住宅の120㎡相当分まで)
対象 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、令和2年3月31日までに省エネ基準に適合した改修工事を実施したもの(改修後の延床面積が50㎡以上280㎡以下)

減額年度 工事完了年の翌年度

※改修した部分の工費が50万円を超えるものが対象です。(②と③はそれぞれ国等の補助金を充てる経費

を除きます。)

※②と③の減税制度は重複して適用ができません。

※減額制度を受けるためには、工事完了後3カ月以内に申告をしてください。

問/税務課 資産税係

☎64-5877

女性弁護士による法律相談

日時 9月25日(水)

午前9時〜午前11時

(1人30分4名まで)

場所 東部人権啓発センター2階 相談室

対象 市内に在住、在勤の方

内容 結婚・離婚、DV、隣人とのトラブル等、法律相談に関すること。

※弁護士がすでに受任している依頼者の相手方から相談を受けた場合には、相談をお受けできません。

◆申し込み 必ず電話で予約してください。託児を希望される方は、お申し込みの際にお知らせください。

申込・問/人権同和政策課

男女共同参画係 ☎64-5902

